

アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

—アマチュア無線を身近な活動へ—

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和2年10月15日

改正の概要等

非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動について、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるよう明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献する。

また、無資格の小中学生が家庭等や学校において、有資格者の指揮・立会いの下、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材育成に資する。

【改正の経緯及び趣旨等】

本件改正は、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望並びに次の経緯及び趣旨等を踏まえたものである。

●アマチュア無線の社会貢献活動での活用（アマチュア無線の定義の明確化）

我が国は、その自然的・地理的条件から各種の自然災害が発生しやすい特性を有している。これまでアマチュア無線は、被災地の通信確保等において「非常通信」※として活動を行い、地域において重要な役割を果たしてきている。

非常災害時など地域課題の解決には、地域との連携による「共助」が重要とされ、近年、ボランティア活動の位置づけや活動の範囲も広がっている。米国においては、アマチュア無線の社会貢献活動が活発に行われアマチュア無線の社会の認知度が高いと言われている。

また、非常災害時等の自主防災組織・消防団活動、野生鳥獣による農作物や人身被害などの広域化・深刻化に対処する鳥獣被害対策事業等、また、より多くの方の協力が必要となる遭難者捜索など、国等の施策においても、その目的を円滑かつ効率的・効果的に達成するためには、地域の自発的な協力（共助）が欠かせず、地域の活動にアマチュア無線による社会貢献活動が期待されている。

このため、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上を図り、地域社会に貢献する。

※災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

※非常通信

電波法第52条第4号。地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信。免許人の判断により、非常通信は状況に応じて柔軟に行える。

●小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大

電波有効利用成長戦略懇談会における提言等を踏まえ、本年4月無資格者がアマチュア無線を体験できるアマチュア無線体験局を制度化したところ、さらにワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、親と子、祖父母と孫といった家庭等及び学校（教職員と児童・生徒）において無資格の小中学生が身近なくらしの中で電波の利活用の可能性や楽しさを体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材の育成に資する。

【電波有効利用成長戦略懇談会における提言（抜粋）】

効果的に人材の育成を進めるためには、例えば、アマチュア無線の資格を持たない青少年等が有資格者の下でアマチュア無線を一時的に体験するといったことなどにより、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていく取組についても進めることが適当である。

アマチュア無線を身近な活動へ ～アマチュア無線を社会貢献活動で活用～

非常災害時等のボランティア活動や地域における活動において、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるようにします。これにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待されます。

●災害ボランティアでの活用

非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。)



災害復旧時



継ぎ目のない支援

●ボランティア活動での活用



●地域活動での活用(国等の施策)



アマチュア無線を身近な活動へ ～小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大～

無資格者の小中学生が、親や祖父母、学校の教職員などといったアマチュア無線有資格者の指揮・立会いの下で、その有資格者が開設するアマチュア無線を操作できるようにし、身近な暮らしの中でアマチュア無線を体験できるようにします。

このことにより、電波の利活用の可能性や楽しさを身近な暮らしの中で体験できる機会を増やし、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていきます。

○ 運用例

屋外・屋内での運用 **OK**

有資格者の資格の操作範囲内

小中学生

有資格者が開設する無線局

無資格者

指揮・立会い

指揮・立会い

無資格者

小中学生

<親子での運用>

屋外・屋内での運用 **OK**

有資格者が開設する無線局及び学校クラブ局

指揮・立会い

有資格者

有資格者

小中学生

無資格者

有資格者の資格の操作範囲内

指揮・立会い

無資格者

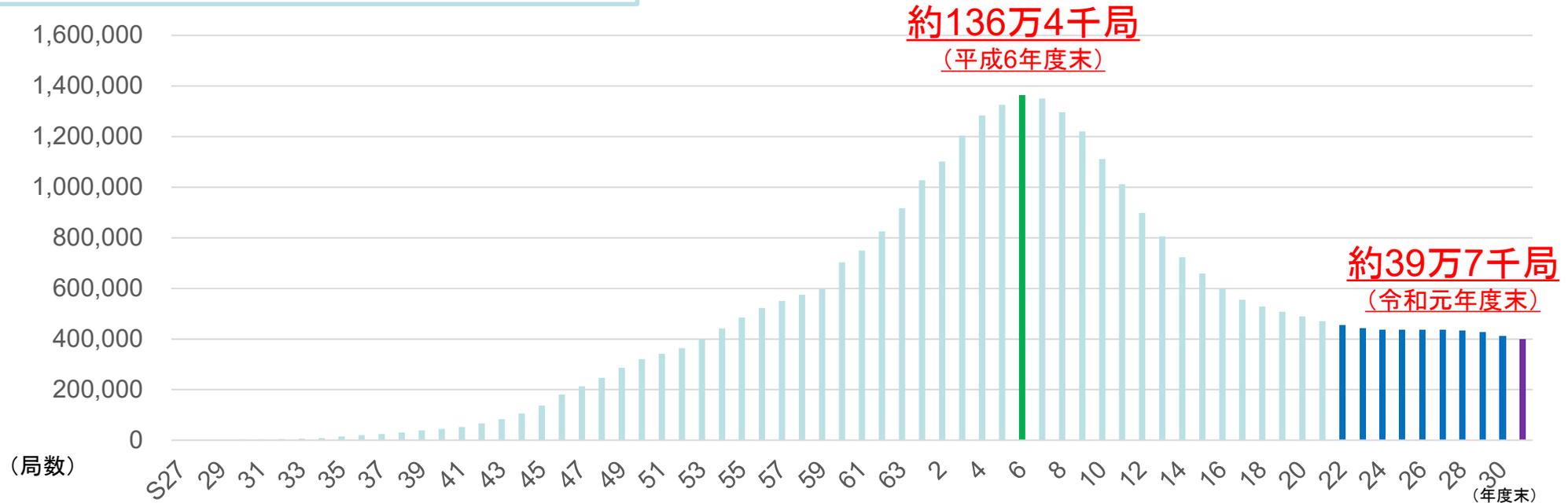
有資格者

小中学生

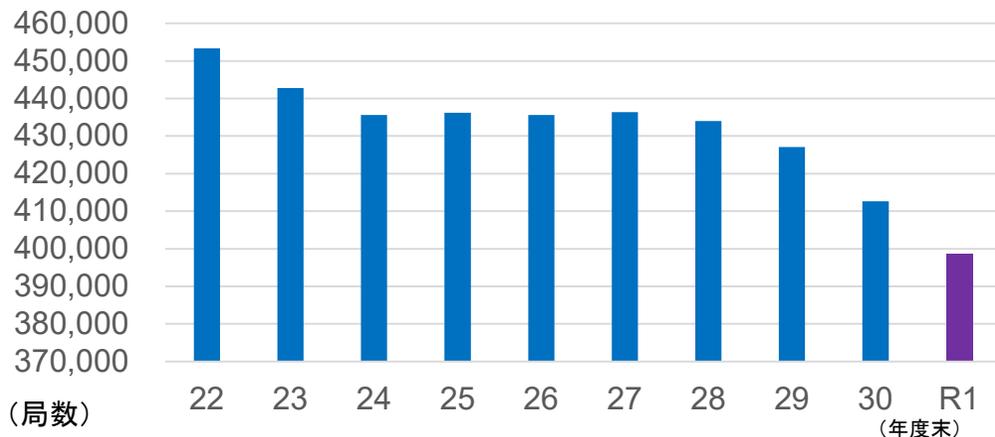
<教職員と児童・生徒での運用>

<祖父母と孫での運用>

アマチュア無線局数の推移



アマチュア無線局数の推移(直近10年)



小中学生のアマチュア無線資格者数

区分	令和2年夏頃
大学生相当年齢(19~22歳)	約11,800名
高校生相当年齢(16~18歳)	約5,800名
中学生相当年齢(13~15歳)	約2,500名
小学生相当年齢(7~12歳)	約600名

※高校生以上に比べ、小中学生の有資格者は少ない。

※参考として、おおよその数を示したものです。

米国では、アマチュア無線による災害支援・ボランティア運用・マラソン大会等の地域イベントへの参加は日常的に行われており、ARRL（米国のアマチュア無線団体）においても、「Use Your License to Serve the community(訳:あなたの免許をコミュニティへのサービスに使おう)」と推奨している。



Public Service

- On The Air
- Licensing, Education & Training
- Membership
- Regulatory & Advocacy
- Public Service**
- Public Service Resources
- Public Service Honor Roll
- Served Agencies and Partners
- ARES
- NTS
- Ham Aid
- SKYWARN Recognition Day

Use Your License to Serve the Community



ARRL's volunteer Amateur Radio operators help their communities in good times and bad, through community events, disaster response, and various programs.

(出典)ARRL Public Service,
<http://www.arrl.org/public-service>

(左記:日本語訳)

“あなたの免許をコミュニティへのサービスに使おう”

ARRLのボランティア・アマチュア無線オペレーターは、コミュニティのイベント、災害対応、及びさまざまなプログラムにおいて、良いときも悪いときもコミュニティを支援します。

運用時期	災害の名称	運用事例	備考
1995年1月	阪神淡路大震災	交通情報及び道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援	
2000年9月	東海地方豪雨	水害時に愛知県消防防災課と連携して非常通信に協力	
2004年10月	新潟県中越地震	被災地周辺と県内各地との安否連絡に協力	
2011年3月	東日本大震災	被災地各地の情報収集及び行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拠点での中継局等設置や対策本部等への無線機貸し出し等の通信支援	中央非常通信協議会会長（総合通信基盤局長）名義で社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）に対し被災地の通信確保のためのアマチュア無線の積極的活用を要請
2011年9月	台風12号（紀伊半島）	町役場の屋上に中継局を設置し災害ボランティア間の通信支援	
2019年10月	台風19号（関東地方）	アマチュア無線局でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行き、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続	災害時における電波の適切な使用に多大な貢献をしたとして、令和2年度総務省関東総合通信局長賞を受賞（個人）

※その他、非常通信協議会・地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信及び通報等に個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されている。